

令和8年度 初任者研修資料 **初任者用**

教育実践の手引

— 特別支援学校用 —



岐阜県教育委員会 教育研修課

初任者研修を始める皆さんへ

初任者研修は、教育公務員特例法に基づいて行われる法定研修であり、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を身に付けることを目的として実施する大変重要な研修です。初任者研修の内容については、皆さんの勤務校で行われる校内研修と、県総合教育センター等で行われる校外研修とに分けられ、それぞれ日数や時間数が定められています。また、これらの研修を進めるに当たっては、校内研修であれば勤務校の管理職や指導教員、校外研修であれば教育委員会事務局の指導主事等が中心となって皆さんをサポートし、指導・助言等を行っていきます。

初任者研修の受講に先立ち、「岐阜県が求める教師像」を改めて掲げます。

岐阜県が求める教師像

児童生徒を一人の人間として尊重し、あたたかいまなざしで寄り添う教師

- 誰一人悲しい思いをさせない、愛情と使命感あふれる教師
- 指導方法を工夫し、児童生徒に確かな学力をつける教師
- 幅広い教養と高い専門性をもち、常に学び続ける教師

皆さんが日々接する児童生徒一人一人は、言うまでもなく、固有の人格を持つかけがえない存在です。人の成長に深く関わる職にある者として、私たちはまず、冒頭に掲げられているとおり「児童生徒を一人の人間として尊重」という姿勢を常に持ち続けなくてはなりません。その上で、児童生徒が学びを充実させ確かな成長を遂げられるよう、「求める教師像」に即して私たち自身の資質向上を図る必要があります。

岐阜県では、私たち自身の資質向上を図る手掛かりとして「岐阜県『教員のキャリアステージ』における資質の向上に関する指標」を校種・職別に定めています。この指標の「スタートライン」の各項目には、今の皆さんに期待されている「姿」が示されています。この指標を用いて今の自分に求められている「姿」と、これから目指していくべき「姿」を確認しながら主体的に学び、常に振り返りながら、自己の成長を確認して行ってほしいと思います。

最後に、今後、分からないことや上手いいかないこと、対応に苦慮することなどが出てくるかと思いますが、そのような時には、一人で抱え込まずに周りに相談したり、助けを求めたりしてください。皆さんの周囲には、同期採用者、勤務校の同僚や管理職、あるいは教育委員会の指導主事等、皆さんの力になってくれる人がいます。困った時に周囲に助けを求めることができるのも必要な力です。

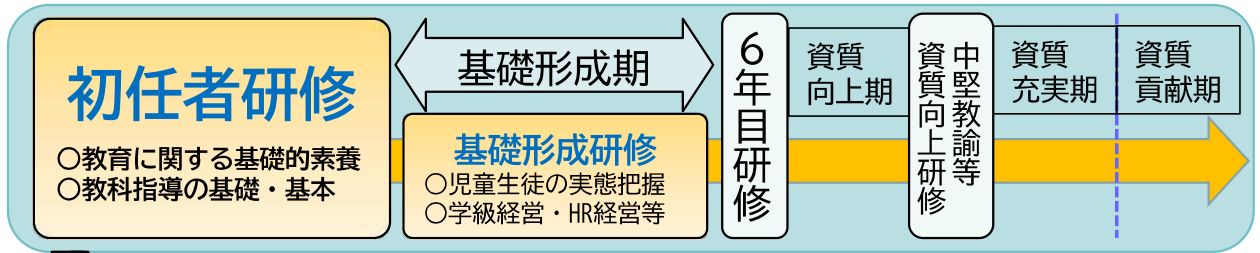
皆さんの活躍を心から期待しています。

令和8年4月

岐阜県教育委員会
教育研修課長

自ら学び続ける教職員へ

経験年数に応じた研修



校内研修【年間150時間】

週5時間をバランスよく研修

校内における具体的実践に基づいて、教科指導や生徒指導、進路指導等の研修を実施

※教職大学院修了者は、90時間以上（研究授業30時間は減じない）

※特別支援学校における新規常勤講師に対する校内研修受講済の者（受講完了後5年以下の者のみ）は、授業研究（30時間程度）と研究授業（30時間）の計60時間を実施

【年間100時間程度】

授業研修

週3～4時間

授業参観

【年間40時間程度】

教科指導員や他の先生方の授業を参観しながら学ぶ。

指導教員と他校や他校種に訪問する研修を計画することも可能。

授業研究

【年間30時間程度】

参観授業や研究授業を基に、授業について指導を受ける。

研究授業

【年間30時間】

初任者による授業を指導教員等の先生方に見ていただく。

〔※略案による実践が基本〕

一般研修

週1～2時間
【年間50時間程度】

生徒指導、学級経営・HR経営、特別活動等、学校教育に関する基礎的素養について指導を受ける。

校外研修【年間15日】

学びの往還

○一般研修（総合教育センター又は各勤務校〔オンライン研修〕）

教職員の服務、人権教育・主権者教育、文書・会計管理、社会人マナー、保護者・諸機関連携、生徒指導（いじめ対応）、教育相談、キャリアデザイン、タイムマネジメント、健康管理、メンタルヘルス、特別支援教育（国・県の施策、実態把握、学習指導要領、発達障がい）等

○コア・スクール研修（特別支援学校コア・スクール5校）

障がい種に応じた実践的指導力を高める研修を実施。各障がい種への専門性が高い教員の実践に基づいて、授業研究等を通して学ぶ。

○情報研修（総合教育センター）

情報モラル、著作権、情報管理、ICT機器を活用した授業実践の基礎・基本等についての学ぶ。

○ふるさと教育に関する研修（実地研修2回）

県有施設等を利用し、ふるさと教育、授業づくりについて実地で学ぶ。

さらに、得た情報を素材に、ふるさとの魅力を伝える授業案を作成する。

○校種間交流（総合化された特別支援学校〔高特〕）

高等学校とともに、総合化された特別支援学校にて特別支援教育の実際を学ぶ。



～目指す人間像～

「ふるさと岐阜」で育んだ自信と誇りを胸に、よりよい未来の実現に挑み続ける人

～岐阜県が求める教師像～

- 児童生徒を一人の人間として尊重し、あたたかいまなざしで寄り添う教師
- ◎ 誰一人悲しい思いをさせない、愛情と使命感あふれる教師（高い倫理観・使命感）
- ◎ 指導方法を工夫し、児童生徒に確かな学力をつける教師（確かな専門性）
- ◎ 幅広い教養と高い専門性を持ち、常に学び続ける教師（学び続ける向上心）

		スタートライン	【基礎形成期】	【資質向上期】	【資質充実期】	【資質貢献期】
学習指導	授業構想		意欲的に授業実践や学級・HR経営に取り組む、教職の基礎を固める。	実践を積み上げ、専門性を高め、学校の推進力となる。	活力ある学校運営を企画・調整・実践し、リーダーシップを発揮する。	学校管理や他の教員等への指導を行い、広い視野で組織的な運営を行う。
	授業実践	特別支援教育及び教科に関する学習指導要領の内容、評価の観点・評価方法を理解し、それらを踏まえた指導計画を作成することができる。	個別の指導計画等に基づいて、適切な教材・教具を活用する等、幼児児童生徒へ効果的な指導・援助を行うことができる。	個別の指導計画等に基づくと共に、活動時の状況に応じて指導方法・体制等を変更する等、他の教員等と協働して、幼児児童生徒への効果的な指導・援助を行うことができる。	個別の指導計画等を作成する際に、関係機関の情報等の客観的観点を取り入れるとともに、他の教員等に指導・助言を行うことができる。	学習指導要領の改定等を踏まえた個別の指導計画等の作成が成されるように研修を行う等、校内体制を整備し、推進することができる。
	評価改善		幼児児童生徒への指導・援助について、健康・障がいの状態、発達段階、興味・関心等の観点に基づいて授業評価を行い、授業の内容や方法、個別の指導計画等を改善することができる。	幼児児童生徒への指導・援助について、自身の授業実践とともに、チームとしての授業実践について適切な授業評価を行い、授業の内容や方法、個別の指導計画等を改善することができる。	幼児児童生徒の実態と社会や地域から求められるニーズに対応するという視点に立って授業評価や授業改善を行うとともに、他の教職員等に指導・助言を行うことができる。	授業の評価改善のために必要な観点、評価・指導の方法等について研究し、普遍的な授業改善を行う校内体制を整備し、推進することができる。
生徒指導	幼児・児童・生徒理解	幼児児童生徒とともに活動する楽しさや喜びを経験し、児童生徒理解の重要性について理解している。	観察、保護者との情報交換、他の教職員からの情報、過去の資料等から幼児児童生徒の実態を的確に把握することができる。	幼児児童生徒の実態や状況について、自身の授業実践とともに、チームとしての授業実践について適切な授業評価を行い、授業の内容や方法、個別の指導計画等を改善することができる。	幼児児童生徒の多面的な把握と分析に必要な情報収集を行うとともに、他の教員等に指導・助言を行うことができる。	学校全体で幼児児童生徒の理解を深めるために、環境整備と組織づくりを推進することができる。
	生徒指導	教育相談、生徒指導、キャリア教育、人権教育等に関する基本的事項や指導・援助方法等について理解している。	幼児児童生徒の実態を踏まえて、一人一人のよさが発揮できるように指導・援助を行うことができる。	幼児児童生徒の発達させたいよさと具現したい姿を具体的に想定し、その実現のための中・長期的なプランを想定した指導・援助を行うことができる。	幼児児童生徒一人一人のよさの発揮と具現したい姿の実現のために、適切な指導・援助を行ったり保護者等と連携をはかったりするとともに、他の教員等に指導・助言を行うことができる。	幼児児童生徒への適切な指導・援助が行われるように、他の教員等や保護者・関係機関等との連携体制を整備し、推進することができる。
	キャリア教育		個別の教育支援計画等に基づき、社会自立を目指して、幼児児童生徒への指導・援助を行うことができる。	幼児児童生徒の実態やニーズに基づいた社会自立を目指し、個別の教育支援計画等を活用し、保護者、関係機関と連携し、他の教員等と協働して指導・援助を行うことができる。	幼児児童生徒の社会自立を目標とした指導・援助を行うとともに、他の教員等に個別の教育支援計画等や、関係機関から収集した情報等の効果的な活用について、指導・助言を行うことができる。	適切な個別の教育支援計画等の作成と改善がなされるように、他の教員等や保護者、関係機関等と連携できる組織づくりを推進することができる。
経営・分掌	学級・HR・学年・部・学校経営	教員の職務内容や学校組織等について理解している。	個別の教育支援計画等を立案し、それに基づき、学級（HR）全体を見渡した年間指導計画等を作成し、計画に沿った学級経営を行うことができる。	学校・部等全体を見通した年間指導計画等を作成し、他の教員等と協働して、学級（HR）・学年経営を行うことができる。	学年・部・学校全体の学級（HR）経営が適切に行われるように、部・学校の特色を踏まえて他の教員等に指導・助言を行うことができる。	特色ある学校経営を推進するために、校内の体制を整備し、「安全に安心して過ごせる環境」「自立に向けて個性を生かす体制」を整備し推進することができる。
	連携協働	危機管理の重要性や組織マネジメントに関する基本的な事項等について理解している。	幼児児童生徒の健康・成長を常に念頭において、他の教員等や保護者等と協力し、迅速な報告連絡を心がけて業務を行うことができる。	幼児児童生徒の健康・成長を常に念頭において、他の教員等と強みを生かし合える関係を結び、保護者等と円滑な関係を保つことを意識しながら、業務を行うことができる。	幼児児童生徒へ、保護者等と協力・連携しつつ、チームとしての指導・援助にあたるとともに、 専門性を発揮しながら 他の教員等に指導・助言を行うことができる。	自校の使命を達成するために、学校内外の関係機関等との連携体制を構築するとともに、 学校における働き方改革の視点を踏まえながら 、校内の業務が円滑に遂行される体制を整える。
	危機管理		幼児児童生徒の安全や個人情報の重要性を理解するとともに常に心がけ、「報告・連絡・相談」を大切にして適切に行動することができる。	事故等の発生時や未然防止について、場面に即して迅速に行動することができる。	学校の危機管理について、周囲と連携し、迅速に対応するとともに、より適切に対応できるように、他の教員等に指導・助言を行うことができる。	事故等の未然防止や緊急時に、適切かつ迅速に対応する組織づくりについて、体制の整備と人材の育成を推進することができる。
ICTや情報・教育データの利活用	ICTを活用した学習指導や校務の推進及び幼児児童生徒に情報モラルを含めた情報活用能力を育成することについての意義や効果を理解している。	授業や校務等にICTを活用でき、幼児児童生徒の情報モラルを含めた情報活用能力を育成するための授業実践等を行うことができる。	ICTを効果的に活用した授業実践等を行い、校務の効率化及び幼児児童生徒の学習や生活の改善を図るため、教育データを適切に活用することができる。	自らのICT活用指導力を高め、これまでの経験を踏まえた活用方法を提案したり、実践したりすることができる。	学校のICTや情報・教育データの活用を俯瞰的に捉え、組織的な課題を明確にし、解決に向けて働きかけることができる。	

【基礎形成期】

- 目の前の幼児児童生徒の適切な実態把握や指導・援助の方法を、謙虚に学ぶ。



【資質向上期】

- 学級（HR）・学年の幼児児童生徒に対する、チームでの適切な実態把握や指導・援助の方法を自ら学び、チームに伝える。

【資質充実期】

- 自分が得意とする分野の知識・技能を深めつつ、校内の教員等への有効的な伝え方を工夫する。

【資質貢献期】

- 自分が深めてきている知識・技能、学びの手段等を、学校内外の多くの人に対して伝え、役立てる。

教員が成長し続けるために大切な姿

目 次

1 岐阜県が目指す教育	1
2 初 任 者 研 修	2
3 教 員 の 職 責 及 び 教育の目的と目標	3
4 社会人としての心構え	4
5 校外研修受講の注意事項	7
6 年間研修計画	8
資料1 初任者研修制度の 法的根拠	9
資料2 教員の身分と服務	10



1 岐阜県が目指す教育

岐阜県では、2024年3月に県の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき具体的施策を明らかにした「第4次岐阜県教育振興基本計画」を策定した。この教育基本計画は、教育を取り巻く新たな課題や変動する社会経済情勢に対応し、岐阜県の教育を推進していくための新たな指針であり、2024年度から2028年度にかけての5年間の計画が示されたものである。本県教育の基本理念を踏まえ、重点目標を達成していくための教育の推進が求められている。



【計画期間：2024年度から2028年度までの5年間】

第4次岐阜県教育振興基本計画は、学校の教職員をはじめ教育関係者が共通認識をもち、子どもたち一人一人の優れた才能や多様な個性を伸ばし、将来、地域社会の持続的な発展に貢献できる力を養うため、創意工夫をしながら実践していく上での土台となるものです。

県民の皆さまにもこの基本計画をご理解いただき、家庭や地域と学校とが、それぞれの役割を果たしながら連携し、地域社会全体で子どもたちを温かく見守り、未来を担う子どもたちを育てていきます。

第4次岐阜県教育振興基本計画の体系図

目指す
人間像

「ふるさと岐阜」で育んだ自信と誇りを胸に、
よりよい未来の実現に挑み続ける人

People who continue to take on the challenge of creating a better future with confidence and pride fostered by "Gifu, their hometown"

3つの
育みたい
力

自立力
Independence
主体的に
学び、考え、
行動する力

創造力
Imagination
よりよい
未来を
築いていく力

共生力
Co-existence
つながり
認め合い、
支えあう力

取り
組む
施策

施策Ⅰ 「豊かな人間性」の育成

自他のかけがえのない存在（いのち）を大切にするとともに、多様な人とつながり関わる力を育む

施策Ⅱ 「未来を創る確かな学力と実践力」の育成

複雑で変化のめまぐるしい社会の中で、興味・関心を広げて様々な課題と向き合い、主体的に学び、探究し、よりよい未来を創造していくための力を育む

施策Ⅲ 「健やかな体」の育成

自分らしく、生き活きたした生活の基盤となる健康な体を育むとともに、安全で安心な暮らしをつくる力を育てる

施策Ⅳ 「学びの多様なニーズに応える環境」の充実

学びの多様なニーズに応え、子どもたち一人一人の可能性や能力を最大限に伸ばす教育を推進するとともに、学びを支える環境の充実を図る

2 初任者研修

(1) 研修の意義

教育公務員特例法 (第 21 条)

教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の研修実施者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

教育は、未来に生きる人を対象として営まれるものであり、その成果は教育に携わる指導者によって大きく左右されるものである。したがって、教員は常に公教育の推進者としての使命を自覚し、自らの識見を高め、指導力の向上を目指して努力しなければならない。

「研究」は専門教科・科目の学問的な研究のほか、教材研究、学習指導法の研究、生徒指導上の諸研究（生徒理解、カウンセリング等の研究）、校務分掌上の諸研究、特別活動に関する研究、その他の研究（部活動、学校図書館活動等）など多岐にわたる。

教員の場合、新任当初から経験豊富な教員と同様に授業を担当することになる。その新任教員にとって、第一に必要なことは、教材の研究・学習指導法の研究によって、授業を適切に実施する力を身に付けることである。

「修養」は、学問を修めると同時に、人間として、教員としての人格向上や成長に努める努力を、生涯にわたって続けることである。

(2) 初任者研修のねらい

教育公務員特例法第 23 条の規定に基づき、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を習得する。

(3) 校外研修

初任者は、校外において年間 15 日間の研修を受ける。詳細は、「Plant 全国教員研修プラットフォーム」内の初任者研修（特）開催要項を参照すること。

(4) 校内研修

初任者は、校内における具体的実践に基づいて、教科指導や特別活動等の研修を受ける。校長は、指導教員や教科指導員の参画を得て、週 5 時間程度、年間 150 時間の年間指導計画を作成する。このうち、100 時間程度を「授業参観」「授業研究」「研究授業」の授業研修に充てる。また、50 時間程度を一般研修に充てる。

3 教員の職責及び教育の目的と目標

(1) 教員の職責

公立学校の教員は、公務員として全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではなく、公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。また、教員は自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない(憲法第15条、教育基本法第9条、地方公務員法第30条)。

服務に当たっては、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第32条)、信用失墜行為の禁止(同第33条)、職務上知り得た秘密を守る義務(同第34条)などを遵守して、服務の厳正を期すことが大切である。

(2) 教育の目的と目標

「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を目的として行われる(教育基本法第1条)。

また、その目的を実現するため、

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

を目標として行われる(同第2条)。

さらに、高等学校は、「中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すこと」を目的としている(学校教育法第50条)。

そのために、

- 1 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 2 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 3 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

を目標として行われる(同第51条)。

(3) 法令順守

「岐阜県教職員コンプライアンス・ハンドブック」を常に手元に置き、順守する。

※「Plant 全国教員研修プラットフォーム」内の初任者研修(特)開催要項からダウンロードできる。

4 社会人としての心構え

私たちは、教職員であるのと同時に一社会人でもあり、社会人として公私にわたり自覚と責任をもって行動する必要がある。

組織の一員として

組織の成員は、共通の組織目標に向かってそれぞれが担う役割に従い、個人の能力を最大限に発揮するよう努める必要がある。

(1) 協調性

- ア 組織の一員としての自覚をもち、組織全体における自分の役割を考えて行動しよう。
- イ 組織では、職務や年齢を異にした人々が、いろいろな役割をもって働いている。そのため、それぞれの役割をお互いに理解しよう。
- ウ 職場の和を乱すような勝手な言動や態度は慎もう。
- エ 公私混同をしないように心掛けよう。
- オ 職場の雰囲気慣れ、職場の話題にとけ込むよう心掛けよう。

(2) 積極的な姿勢

- ア 分からないことは、何でも上司や先輩に積極的に聞くようにしよう
- イ 積極的に人間関係をよくするよう努め、先輩からの指導や意見に耳を傾けるよう心掛けよう。
- ウ 何事もまずは自ら率先して行動することを心掛けよう。
- エ 仕事は、全て自分を成長させる生きた教材である。与えられた仕事を遂行するよう努力しよう。
- オ 何でも話せる、聞いてもらえる友人や先輩をつくろう。

(3) 職場での態度

職場は「勤務」だけをやる場所ではない。「教養」や「品格」を磨く人格形成の場でもある。他者に迷惑をかけたり、不快感を与えたりしないように自分本位の振る舞いを控えることが大切である。「親しき仲にも礼儀あり」と心得て、同僚には節度と誠意をもって接するように心掛けよう。特に態度や服装、言葉遣いなどは人に与える印象を大きく左右する。常に注意することが必要である。

- ア 明るく朗らかな態度を心掛けよう。お互いに相手を信頼し、よい人間関係をつくろう。
- イ 相手の立場や気持ちを考えて人と接するようにしよう。
- ウ 服装・頭髪・身だしなみは、いつも清潔にするように心掛けよう。
- エ 常に身の周りの整理整頓を心掛け、仕事がしやすい環境にしよう。

(4) 挨拶と話し方

言葉は、自分の考えを他人に伝えるための重要な道具である。言葉を通して、こちらの考えていることを相手に正確に伝えなければならない。「物も言いようで角が立つ」と言うが、言い方次第で相手に与える印象は随分違って来る。したがって、話し方の基本を身に付けておくことは、社会人としての大切な素養である。

ア まずは挨拶から

- ①誰に対しても、どこでも、積極的に自分から挨拶をしよう。
- ②出勤したら相手より先に「おはようございます」、帰りには「お先に失礼します」の挨拶を心掛けよう。
- ③呼ばれたら「はい」と気持ちのよい返事を心掛けよう。
- ④依頼する際は「お願いします」とはっきりと、そして、事後に「ありがとうございました」と感謝の言葉を大切にしよう。
- ⑤出張から帰ったときは、職場の方にお礼の言葉を伝えよう。

イ 相手に分かるように話す

- ①俗語をできるだけ避け、時と場に合った適切な言葉遣いを心掛けよう。
- ②大切な要点は、あらかじめメモで整理しておいてから話すようにしよう。
- ③相手が話しているときは、話の最後まで聴くようにしよう。
- ④仕事中、会話中の方には、仕事、話の区切りを待ってから話しかけるようにしよう。
- ⑤座って仕事をしているときに、立っている方に話しかけられたら、立ち上がって対応するようにしよう。
- ⑥明るい声で、はっきりとした語調で話そう。

ウ 敬語を正しく使う（間違いやすい敬語の例）

- 例①それで結構ですか。（×） →それでよろしいでしょうか。
例②今何と申しましたか。（×） →今何とおっしゃいましたか。
例③先生は、いつ参られますか。（×） →先生はいついらっしゃいますか。
例④校長先生はいらっしゃいません。（×） →校長は不在です。

(5) 来客の応対

来客に対しては、特に「親切に」「丁寧に」「誠実に」対応することが大切である。

(6) 電話の応対

電話の応対では、相手の姿が見えないので、一層礼儀正しさが必要である。明るく感じのよい電話のかけ方、受け方を身に付けることが大切である。

ア 一般的な心構え

- ①電話を受ける際は、必ずメモを取る用意をしよう。
- ②小さな声では相手に聞きにくく、逆に大声は周りに迷惑をかけることになるため、適切な音量を心掛けよう。
- ③相手によって態度を変えないようにしよう。また、相手を待たせないようにしよう。待たせたときには「お待たせして申し訳ありません」と伝えよう。
- ④私用で電話を使うことは慎もう。

イ 電話をかけるとき

- ①何を話すか決め、要点をメモしておき、要領よく簡潔に話そう。
- ②相手が出たらすぐに名乗り、相手を確認しよう。
「お世話になっております」等の挨拶をしてから用件を告げよう。
- ③長電話にならないように的確に用件を話し、終わりには忘れずに挨拶をしよう。
- ④電話を切るときには、受話器を静かに置くなど、相手が不快な思いをしないように気を付けよう。

ウ 電話を受けるとき

- ①ベルが鳴ったらできるだけ早く出て、こちらの学校名や氏名を名乗るとともに、相手の所属や氏名などを必ず確認してメモしよう。
- ②3回以上ベルが鳴ってから受けたときは、「お待たせしました」と伝えよう
- ③用件を聞いてメモを取り、大切なことは復唱するようにしよう。伝言を受けた時には、遅滞なく確実に伝えよう。
- ④問い合わせに対して、回答までの時間が長くかかるようなら、一旦切ってからかけ直そう。
- ⑤個人情報に関する問い合わせ等については、安易に返答せず、相手の連絡先を記録し、一旦電話を切って管理職に相談しよう。

エ 電話を取り次ぐとき

- ①誰に用件があるかを確認し、迅速にその人に取り次ごう。
- ②指名の人が不在のときは、こちらからかけ直す旨を伝えるか、もしくはいつなら連絡が取れるかを伝えよう。その際、相手の電話番号を聞いてメモをしよう。
- ③問い合わせ等に対して、自分で判断しかねるときは、必ず上司又は担当者に取り次ごう。

5 校外研修受講の注意事項

(1) 開催要項について

- ・校外研修の日程、持ち物、連絡事項は「Plant 全国教員研修プラットフォーム」にある開催要項に記載する。概ね1か月前には開催要項の確認をすること。
- ・急な変更、連絡を記載することがあるので、必ず1週間前と前日にも開催要項を確認すること。

(2) 開始時間について

- ・開催要項に記載されている受付時間には研修を受けられるよう研修会場に到着していること。
- ・駐車場が満車になり、岐阜県総合教育センターから離れた駐車場となる場合もある。開催要項で指定された駐車場を確認するとともに、時間に余裕をもった行動を心掛けること。
- ・交通事情等で遅刻する場合は、必ず運転を止め、停車した後に勤務校の管理職に連絡をすること。岐阜県総合教育センターへの連絡は、管理職に依頼すること。

(3) 岐阜県総合教育センター以外（学校、その他施設）の校外研修について

- ・受付開始時刻の5分前までは、敷地内に入らないように注意すること。
- ・研修会場から離れた駐車場を指定する場合もある。遅刻は研修会場の方にも迷惑をかけることになるため、いつも以上に余裕をもった行動を心掛けること。
- ・研修を受けさせていただくという気持ちをもって、挨拶等を心掛けること。
- ・県立学校周辺は、特に児童生徒に注意を払って運転すること。

(4) 気象警報発表等の対応について

- ・岐阜県総合教育センターホームページに掲載している「気象警報発表時の対応」に従って対応するが、気象及び道路状況等を考慮して異なる対応をとることもある。県内で気象警報発表等が予想される場合は、研修前日、研修当日の朝に必ず開催要項や岐阜県総合教育センターのホームページの確認をすること。

令和8年度 年間研修計画 【校外研修】 (令和8年3月末段階)

回数	期 日	主 な 研 修 項 目 等	会 場	主 な 指 導 者
1	4月14日 (火)	初任者への期待、教職員の服務、文書管理、働き方改革、ハラスメント防止、危機管理（学校安全・防災等）、生徒指導（いじめ対応含む）、オリエンテーション	総合教育センター	教育研修課課長 担当指導主事
2	4月21日 (火)	社会人としての基本マナー、人権教育・主権者教育、学校会計事務の理解、ふるさと教育、消費者教育、新入教職員のための健康づくり・メンタルヘルス	所属校（オンライン）	担当指導主事
3	5月12日 (火)	学習指導要領の理解、国・県の特別支援教育、児童生徒の実態把握（自立活動の観点から）、学習指導（指導案の書き方）、実践内容や個人の課題（交流）	総合教育センター	担当指導主事
4	5月19日 (火)	コア・スクール研修（1）視覚障がい教育 ＜岐阜盲学校＞ 学校の取組、授業参観、授業研究会等	岐阜盲学校 【西濃・東濃・飛騨】	担当校教諭 担当指導主事
	岐阜盲学校 【岐阜・美濃・可茂】			
5	6月9日 (火)	コア・スクール研修（2）肢体不自由教育 ＜岐阜希望が丘特別支援学校＞ 学校の取組、授業参観、授業研究会等	岐阜希望が丘特別支援学校 【西濃・東濃・飛騨】	担当校教諭 担当指導主事
	6月16日 (火)		岐阜希望が丘特別支援学校 【岐阜・美濃・可茂】	
6	6月23日 (火)	教育の情報化（情報資産の管理、情報モラル、著作権）特別支援学校のICT活用、児童生徒の実態把握（A-PDCA）、個別の教育支援計画、タイムマネジメント	総合教育センター	担当指導主事
7	6月30日 (火)	コア・スクール研修（3）軽度知的障がい教育 ＜岐阜清流高等特別支援学校＞ 学校の取組、授業参観、授業研究会等	岐阜清流高等特別支援学校 【西濃・東濃・飛騨】	担当校教諭 担当指導主事
	7月14日 (火)		岐阜清流高等特別支援学校 【岐阜・美濃・可茂】	
8	9月1日 (火)	保護者対応に生きる話し方、特別支援教育の教育相談、体験による学び、校種間交流と実地研修に向けて	総合教育センター	担当指導主事
9	9月8日 (火)	校種間交流 （特別支援学校授業等参観）	各務原市立かかみがはら支援学校【岐阜】 可茂特別支援学校【美濃・可茂】	担当校教諭 担当指導主事
	9月15日 (火)		揖斐特別支援学校【西濃】 恵那特別支援学校【東濃】 下呂特別支援学校【飛騨】	
10	9月29日 (火)	＜実地研修1＞ ふるさと教育における学び、外部情報収集、校外学習実施要項の作成（交流）	岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	会場施設担当者 担当指導主事
11	10月6日 (火)	＜実地研修2＞ 五感を使って学ぶ授業づくり、チームビルディング	morinos（森林文化アカデミー内） 【西濃・東濃・飛騨】	会場施設担当者 担当指導主事
	10月13日 (火)		morinos（森林文化アカデミー内） 【岐阜・美濃・可茂】	
12	10月27日 (火)	実地研修の学びを踏まえた単元の組み立て、実態に応じたねらいの設定と授業展開、指導案を通して授業から学ぶ（交流）、タイムマネジメント	総合教育センター	担当指導主事
13	11月10日 (火)	コア・スクール研修（4）聴覚障がい教育 ＜岐阜聾学校＞ 学校の取組、授業参観、授業研究会等	岐阜聾学校 【西濃・東濃・飛騨】	担当校教諭 担当指導主事
	11月17日 (火)		岐阜聾学校 【岐阜・美濃・可茂】	
14	12月1日 (火)	コア・スクール研修（5）病弱教育 ＜長良特別支援学校＞ 学校の取組、授業参観、授業研究会等	長良特別支援学校 【西濃・東濃・飛騨】	担当校教諭 担当指導主事
	12月8日 (火)		長良特別支援学校 【岐阜・美濃・可茂】	
15	2月2日 (火)	経年研修の意義と基礎形成選択講座の受講、1年目の成果と自己課題の明確化、学級経営、2年目教諭として伝えたいこと、キャリアデザイン、初任者研修を終えるにあたって	総合教育センター	2年目教員 担当指導主事 教育研修課課長

※令和8年3月現在の案です。確定した情報や詳細は「Plant 全国教員研修プラットフォーム」内の開催要項により、その都度周知します。

資料1 初任者研修制度の法的根拠

<教育基本法>

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

<教育公務員特例法>

(条件附任用)

第12条 公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る地方公務員法第22条に規定する採用については、同項中「6月」とあるのは「1年」として同項の規定を適用する。

(研修)

第21条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

- 2 教育公務員の研修実施者は、教育公務員（公立の小学校等の校長及び教員（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ。）を除く。）の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

(研修の機会)

第22条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

- 2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
- 3 教育公務員は、任命権者（第20条第1項第1号に掲げる者については、同号に定める市町村の教育委員会。以下この章において同じ。）の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

(初任者研修)

第23条 公立の小学校等の教諭等の研修実施者は、当該教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。）の日から1年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（次項において「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

- 2 指導助言者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。
- 3 指導教員は、初任者に対して教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

資料2 教員の身分と服務

公立学校の教員は、児童生徒を指導する教育の専門家としての立場とともに、教育公務員、地方公務員としての立場をもち、いろいろの義務や制限が課せられている。したがって、公務員としての立場を自覚し、全体の奉仕者として信頼されるように努めなければならない。

- 身分
 - ・公立学校の教員は、「地方公務員」としての身分をもち、地方公務員法の適用を受ける。しかし、教育という職責の特殊性に基づき、「教育公務員」としての特例が教育公務員特例法等に設けられている。
- 服務
 - ・服務とは、職員が守るべき義務ないし規律。
- 服務の根本基準
 - ・地方公務員法第30条で「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と、職員が公務に従事する上において基本となる規準を示している。
これから、義務、制限、禁止の条項が導かれている。
 - ①服務の宣誓（地方公務員法第31条）
 - ②法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
 - ③信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
 - ④秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
 - ⑤職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
 - ⑥政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
 - ⑦争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）
 - ⑧営利企業への従事等の制限（地方公務員法第38条）
- 服務の宣誓
 - ・職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。（地方公務員法第31条）
 - ・新たに職員等となった者は、別記様式第1（警察法第56条第2項に規定する警察の職員（以下「地方警察職員」という。）にあっては別記様式第2、公安委員会委員にあっては別記様式第3）による宣誓書を任命権者に提出してからでなければその職務を行ってはならない。
（岐阜県職員等の服務の宣誓に関する条例第2条）

【別記様式第1】

宣 誓 書

わたくしは、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、これを擁護することを固く誓います。

わたくしは、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的、かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、県民全体の奉仕者として、法令に従い、誠実、かつ、公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

- 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

・職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(地方公務員法第 32 条)
- 信用失墜行為の禁止

・職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(地方公務員法第 33 条)
- 秘密を守る義務

・職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(地方公務員法第 34 条)
- 職務に専念する義務

・職員は、法律又は条令に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(地方公務員法第 35 条)
- 政治的行為の制限

・職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

(地方公務員法第 36 条)
- 争議行為等の禁止

・職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおってはならない。

(地方公務員法第 37 条)
- 営利企業の従事等への制限

・職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第 1 項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。

(地方公務員法第 38 条)



令和8年度
教育実践の手引
—特別支援学校用—

令和8年3月 発行

岐阜県教育委員会教育研修課

〒500-8384 岐阜市藪田南 5-9-1

TEL 058-271-3326

FAX 058-276-6774